



平成 27 年 12 月 24 日

千代田区長  
石 川 雅 己 殿

千代田区特別職報酬等審議会  
会長 武 藤 博 己

千代田区議会議員の議員報酬等の額の定め方並びに千代田区長、副区長及び教育長の給料等の額の定め方並びに千代田区議会議員の議員報酬等の額の適否並びに千代田区長、副区長及び教育長の給料等の額の適否について（答申）

平成 27 年 4 月 1 日付千政総務発第 221 号により本審議会に諮問のあった標記の件について、別紙のとおり答申します。

千代田区特別職報酬等審議会

会	長	武	藤	博	己
委	員	荒	井	清	海
委	員	上	村	協	子
委	員	大	宮	和	子
委	員	平		真	美
委	員	塚	本	レイ	子
委	員	中	村	恒	雄
委	員	番		敦	子
委	員	藤	原	房	子
委	員	堀	口	雅	子
委	員	松	本	博	昭
委	員	山	本	紘	三

## 答 申

本審議会は、平成 25 年 12 月 17 日、千代田区特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき、千代田区長から「千代田区議会議員の議員報酬の額の定め方並びに千代田区長及び副区長の給料の額の定め方について」及び「千代田区議会議員の議員報酬の額の適否並びに千代田区長及び副区長の給料の額の適否について」諮問を受けた。

また、その後、同条例の一部改正が行われた結果、平成 27 年 4 月 1 日付で「千代田区議会議員の議員報酬等の額の定め方並びに千代田区長、副区長及び教育長の給料等の額の定め方について」及び「千代田区議会議員の議員報酬等の額の適否並びに千代田区長、副区長及び教育長の給料等の額の適否について」改めて諮問を受けた。これによって教育長が新たに審議対象に加わるとともに、これまでの「議員報酬」や「区長等の給料」の形態に限定されることなく、総合的に審議、答申することが可能となった。さらに今回は、これまでの 3 年に 1 度という開催年次が前倒しされて設置されたことにより、十分な審議時間を確保することができた。これらのことは、いずれも前回までの当審議会からの意見が反映された結果であり、大いに評価するところである。

さらに今回は「額の適否」のみならず、「額の定め方」という課題が提示された。このため、当審議会では、社会経済状況や他自治体の動向、そして人事委員会の給与勧告など、これまで「額の適否」を検討する際に参考としてきた数値以外の新たな指標の設定に取り組んだところである。

そして、都合 12 回にわたり会議を開き、抜本的かつ慎重に審議を重ねた。

この結果、当審議会として次のとおり答申する。

## 1 答 申

### (1) 報酬等の額の定め方について

#### ① 区民に対する透明性を確保する。

報酬等の額を定めるにあたっては、透明性を高める意味からも、できる限り区民にわかりやすく、シンプルに示す必要がある。

区長等あるいは議員にあつては、給料や議員報酬以外にも、実際には期末手当や退職手当、あるいはこれらとは性質が異なるものの、政務活動費が支給されていることから、給料や議員報酬のみをもって、職務と責任に見合う額を検討することは困難である。このため、額の適否を検討する際には、支給される金額を総合し、年収額として積算、検証する必要がある。

#### ② 職務と責任という視点から部長職を「100」とした場合の指数を示す。

一般職の最高位である部長職を「100」とした場合の指数を目安として示すと以下の通りとなる。

区長「200」、副区長「150」、教育長「125」

議長「130」、副議長「110」、委員長「100」、副委員長「92」、議員「90」

特別職においても、その勤務実態がいわゆるフルタイム勤務であることを前提とするならば、一般職員に適用される原則が同様に適用されるべきであると考えられる。また、各職の責任と仕事量に見合う額について区民にわかりやすく示すためには、一般職との比較で示すことが望ましい。

この指数は、あくまでも目安であり、部長職の給料に自動的に連動する「スライド制」とは異なる。また、今回の答申で示した報酬等の額についても、必ずしも指数値に完全に合致したものではないし、指数そのものについても今後の各職の役割に応じて変わっていく可能性もある。

しかしながら、社会経済状況や、各自治体の動向以外の客観的な判断基準を示すことができた点において、今後の当審議会の審議に大いに有益であるだけでなく、各職が期待される責任を果たし、仕事量をこなすために必要な収入の目安を示したことで、求められる職務と責任について、広範な議論がなされていくものと期待している。

(2) 報酬等の額の適否について

今回の当審議会においては、給料や報酬にとどまらず、年収換算をした上で総合的に検討を進め、目安となる指数を示したところである。しかしながら、現行条例上は給料月額、報酬月額、期末手当等、月額単位かつ個別の項目ごとの支給となっており、この支給方法を全て変更して、いわゆる「年俸制」とすべきかどうかについての結論には至っていない。このため、今回の「額の適否」についての答申は月額単位で行うが、引き続き「年俸制」についての議論を行っていく必要がある。

なお、今回「指数」という新たな指標を用いて、1年間の活動に必要な額を算出した結果、議員報酬額が増加する一方で、「期末手当」及び「政務活動費」における減額案を示すものである。

①区長、副区長及び教育長の給料月額

区 長	1,241,000 円	(現行1,280,000 円、△39,000 円)
副 区 長	1,016,000 円	(現行1,022,000 円、△6,000 円)
教 育 長	878,000 円	(現行 895,000 円、△17,000 円)

②議員及び役職にある議員の議員報酬月額

議 長	1,024,000 円	(現行 921,000 円、103,000 円増)
副 議 長	909,000 円	(現行 806,000 円、103,000 円増)
委 員 長	779,000 円	(現行 677,000 円、102,000 円増)
副委員長	749,000 円	(現行 647,000 円、102,000 円増)
議 員	718,000 円	(現行 616,000 円、102,000 円増)

③議員及び役職にある議員の期末手当支給基準率

3.25 (現行 3.65、△0.4)

④政務活動費 (会派の運営に要する経費のみに限定する)

50,000 円 (現行 150,000 円、△100,000 円)

## 2 検討経過

### (1) 報酬等の額の定め方について

#### ① 区民に対する透明性の確保

特別職へは、例月の給料月額に加えて、期末手当や退職手当などの諸手当が支給される。また、区議会議員へは、議員報酬に加えて、期末手当が支給されるほか、性質は異なるものの各会派に支給される政務活動費もあり、区民から見て、決して分かり易いとは言えない状況にある。また、給料や議員報酬のみをもって、職務と責任に見合う額を検討することは困難である。

区では、平成 22 年から広報紙「広報千代田」紙面上で、特別職の報酬等の状況を年間支給総額として掲載するという工夫をしている。一方、当審議会においても、かねてより総合的な観点からの検討を望んでいた中で、審議会条例の一部改正がなされ、総合的に検討することが可能となった。このため、区民にとってより一層分かり易く、また、行政の透明性を確保するために、今回、さらに便宜上、退職手当や政務活動費をも含めた年収額を積算し、比較検証を行った。

#### ② 一般職を基準に職務と責任という視点からの検証

各特別職、及び議員による一年間の活動を保障するために必要な年収額を定めるにあたり、まず、それぞれの職務と責任についての分析を行った。

区長については、平成 26 年度実績で、月曜日から金曜日までの平日は一般職員と同様に毎日勤務をしており、かつ、年間 245 日のうち 127 日においては、会合等によって 17 時以降の勤務実態があった。これは率にして 52%、概ね 2 日に 1 度という割合である。また、土日祝日、年間 120 日のうち 70 日において、各種事業等に出席するなどの勤務実態があった。これは率にして 58% であり、それぞれ 1 日中拘束されるものではないにしても、いわゆる「週休 1 日」ですら満足に確保できてはいない状況である。そして平日に休暇を取得した日数は、夏季休暇等も含め 8 日間であったことから、平成 26 年度における年間勤務日数は 307 日と、勤務日数だけでも激務であることがわかる。

そして、区長は区政全体のあり方、方向性を定める責任者として、様々な事項について判断をし、区全体を導いていく必要がある。これは全国の地方公共団体の長が共通して担っている職責である。

これに加えて、千代田区は日本における社会経済活動の中心地であり、昼間人口 80 万人と言われる自治体である。このため、主に住民だけを対象とした行政を担っている他の自治体と比べ、災害対策、安全対策、インフラ整備と、千代田区長の責任範囲は広く、かつ非常に重い。

副区長については、区長が定めた方向性を形にしていく上で、事務方のトップとして様々な課題を解決するための判断を行う。その所管する範囲は、行政内部を含め区政全体に及ぶため、担うべき責任は非常に大きい。

教育長については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）」の改正により、平成 27 年 4 月 1 日から新たに教育長となる者から特別職と位置づけられ、法改正以前における、教育委員会事務局を統括する「教育長」と、教育委員会を代表する「教育委員長」の双方の役割を担うこととなり、これまでよりもその責任は重くなっている。ただし、その所管する範囲は教育に限定されている。

一方、議員については各議員によって活動実態に幅があるものの、公式の会議、委員会等が年間 130 日程度開催され、かつ、これらの会議等に出席するための準備に要する時間が必要となっている。また、区長と同様に各種行事等への参加も慣例的に行われている。その他日常的に行われているのが、区民等からの生活相談である。これは土日、夜間に関係なく、プライバシー性の強いものや、地域事情を知らないと対応できない相談が多いことから、区役所ではなく議員へ相談が持ちかけられることが多い。このため、実際の年間活動日数は 200 日～300 日近くになるとの意見も出されている。

議長は、議会を代表する立場として議会の事務を統理し、議事を整理する。議会の代表者として各種行事への出席も行うため、他の議員と比べて公的な活動実績は多く、その責任も重い。

委員長は、常任委員会、特別委員会の議事を整理する「実務の束ね役」として、細部に亘って意見を取りまとめる責任がある。

副議長、副委員長は、それぞれ議長、委員長が欠席する場合などにその職務を代行するが、それ以外の時には役職のない議員と大きな差はない。

なお、審議の過程においては、議員報酬以外の収入を得ているかどうか、あるいは議員活動そのものをボランティアとして行うべきかどうかという議論もなされたが、形式的には非常勤とはいえ、年間を通じてこれだけの活動実態があることに加え、議会としては幅広く、多様な方々によって構成されなければならない、むしろ議員活動に専念し、報酬に見合うだけの職責を果たしてもらいたいとの意見も出された。

### ③ 指数による新たな指標

「報酬等の額の定め方」という新たな課題に対して、当審議会では、社会経済状況や他自治体の動向、そして人事委員会の給与勧告など、これまで「額の適否」を検討する際に参考としてきた数値以外の新たな指標の検討を行った。

国家公務員の一般職給与については、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 28 条で、人事院勧告に基づき、「社会一般の情勢に適用するように、随時これを変更することができる」という「情勢適応の原則」が、また、同法第 62 条には「職員の給与は、その官職の職務と責任に応じてこれをなす。」という「給与の根本基準」が規定されている。

また、地方公務員の一般職給与についても、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 14 条で、人事委員会の勧告に基づき、「社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない」という「情勢適応の原則」が、また、同法第 24 条では、「職員の給与は、その職務と責任に應ずるものでなければならない。」（第 1 項）、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」（第 3 項）という「給与等の根本基準」が規定されている。

一方、特別職においては一般職員とは異なり、給与について法律上の規定はない。しかしながら、特別職においても、その勤務実態がいわゆるフルタイム勤務であることを前提とするならば、一般職員に適用される原則が同様



に適用されるべきであると考えられる。

その上で、内閣官房で設置された「幹部公務員の給与に関する有識者懇談会」が平成16年3月31日にまとめた報告書では「内閣総理大臣や国務大臣の給与水準は、必ずしも民間企業の役員と単純に比較できるものではないので、人事院勧告に基づき決定される一般職の幹部公務員の給与水準、例えば一般職の最高位をこのような準拠すべき基準とし、それとのバランスで内閣総理大臣等の給与を決定することが適当である。」との指摘がなされている。

従って、この報告も参考にし、一般職の最上位である部長職を基準にして平均年収額を算出して、これを「100」とした場合の各職の指数を検証することとした。部長職の給与というのは、特別区人事委員会の勧告に応じて物価水準や民間給与実態を勘案して設定されていることから、その適否については正確に出されてきているという前提に立てるからである。

その際、実際の年収額とは異なるが、退職手当についても年割換算した上で年収額に含めて算出した結果、現状値では、おおよそ以下の通りである。なお、この年収額、指数値には政務活動費は含まれていない。

区 長	(27,408,000 円、指数値 206.7)
副 区 長	(20,043,975 円、指数値 151.2)
教 育 長	(16,926,687 円、指数値 127.7)
議 長	(15,926,392 円、指数値 120.1)
副 議 長	(13,937,755 円、指数値 105.1)
委 員 長	(11,707,022 円、指数値 88.3)
副 委 員 長	(11,188,247 円、指数値 84.4)
議 員	(10,652,180 円、指数値 80.3)

この現状に対し、これまで分析してきた特別職及び議員の「職務と責任」から照らして、1年間の活動を保障するためにはどの程度の指数値が適切かという検討を行った。

この結果、特別職については、区長職が激務であることと非常に重い責任があることから、部長職の2倍程度は当然であるとして「200」に、副区長は

区長と部長職との中間を上回るぐらいの職務、責任があると認められることから「150」に、教育長は法改正によって教育委員長職も兼ね、重責を担うことになるが、職務範囲が教育部門に限定されていることから「125」にすることが妥当であるとの議論になった。

一方、議長は議会を代表する立場として、常勤に近い勤務形態になることから現状値では低すぎるとして「130」に、副議長は議長を代行するとしても、通常時の職務はそれほど多くないとして、議長とは差を設け「110」、委員長は委員会を総括的に監督する責任があるという点において、部長職と職務の責任が近いのではないかとして「100」、役職のない議員は委員長職と比して1割下げて「90」、副委員長は委員長職を代行するものの、通常時の職務はそれほど多くないとして、役職のない議員より若干上げて「92」とすることが妥当ではないかとの議論になった。

## (2) 報酬等の額の適否について

報酬等の額については、前回までの審議会においては、一般職員に適用される特別区人事委員会勧告をはじめ、社会経済状況等を勘案し、その適否を検討してきたところである。

今般、これまでと同様に、社会経済状況を踏まえるとともに、新たに一般職員の部長職を「100」とした指数で表すことを試み、これを目安として額の適否を検討した。

### ① 国の動向（人事院給与勧告の状況）

当審議会が前回、平成24年に行った答申以降の人事院給与勧告は、平成25年度が月例給、特別給ともに据え置き、平成26年度が月例給0.27%、特別給0.15月、平成27年度が月例給0.36%、特別給0.10月であり、3ヶ年で月例給が0.63%、特別給が0.25月上昇している。

### ② 東京都区部消費者物価指数の推移

前回の答申時である平成24年9月分の総合指数を100とした場合の区部消費者物価指数は、平成25年9月が100.6、平成26年9月が103.4、平成27

年 9 月が 103.3 となっており、平成 24 年 9 月と比べて 3.3%上昇している。

### ③ 東京都名目賃金の推移

前回の答申時である平成 24 年平均を 100 とした場合の名目賃金指数(現金給与総額、事業所規模 30 人以上)は、平成 24 年平均が 100.0、平成 25 年平均が 101.2、平成 26 年平均が 102.3 となっており、平成 24 年平均と比べて 2.3%上昇している。

### ④ 特別区一般職の動向(特別区人事委員会給与勧告の状況)

前回の答申時である平成 24 年度以降の勧告は、平成 25 年度が月例給△0.14%、特別給は据え置き、平成 26 年度は月例給が 0.20%、特別給が 0.25 月、平成 27 年度は月例給が 0.35%、特別給が 0.10 月となっており、3 ヶ年で月例給が 0.41%、特別給は 0.35 月上昇している。

このように上記「①人事院給与勧告」、「②東京都区部消費者物価指数」、「③東京都名目賃金」、「④特別区人事委員会給与勧告」の状況を勘案すると、どの指標値等も、前回答申時以降の 3 ヶ年で上昇していること、また、前回の答申時にはマイナスの状況であったが、同様に 3 ヶ年の合計値を加味していたことから、今回の答申にあたっては、特別区人事委員会給与勧告の月例給における 3 ヶ年合計値 0.41%を給料、報酬月額に加算するという結論に至った。

### ⑤ 期末手当

前回、平成 24 年度の当審議会からの答申の中で「今後の課題」として、議員の期末手当支給月数の見直しについて、議会独自の議論を期待していたところである。その後の議会側の検討状況は明らかにはなっていないが、今般、審議会条例そのものが改正されたことから、当審議会において期末手当を含めた総合的な視点からの検討を行った。

期末手当は、議員報酬月額に 45%を加算した額に支給基準率を乗じて算出しているが、審議の過程においては、この 45%を加算する理由が不明確なため、説明ができるように整理する必要があるとして検討したものの、廃止をした場合には、かなり大きな減額となることから、直ちに行うことは難しい

という議論になった。

一方、支給基準率について、区長等特別職は 3.25 であるのに対して、議員は 3.65 と 0.4 の差が生じていることから、区民に分かりやすく示すためにも合わせるのが望ましいという結論に至った。

#### ⑥ 部長職を 100 とした場合の指数値

一般職の最高位である部長職を「100」とした場合の指数を目安として示した値は、区長（200）、副区長（150）、教育長（125）、議長（130）、副議長（110）、委員長（100）、副委員長（92）、議員（90）である。

今回の審議においては、区長等特別職については、便宜上、退職手当を年額に換算した年収額で指数を算出した上、上記目安となる指数値となるよう給料月額を調整した。また議員については、報酬月額と期末手当の合計による年収額の指数値は、概ね上記目安となる値とした。なお、この年収額、指数値には政務活動費は含まれていない。

#### ⑦ 政務活動費

当審議会では、かねてより諮問対象範囲の拡大を検討するよう課題提起をしてきたが、漸く条例改正が行われ、本年 4 月 1 日から、給料、報酬の形態にとどまらず、総合的に検討することが可能となった。このため、期末手当や退職手当、そして、性質は異なるものの政務活動費についても現状を明らかにし、年収に換算した上で検証を行った。

全国的に、政務活動費に対する厳しい指摘がなされている。その指摘はいずれも「額」と「使途」についてである。「額」については、各議員が政務活動を積極的に行うためにはいくらが妥当かという視点であり、「使途」については、個人の調査研究、政務活動という目的の中において、どこまで公費で賄うことが適切かという視点である。

確かに、政務活動費という性質上、これを支出することによって区政に生かされ、区民福祉が向上するということに繋がらなければならない。しかしながら、各議員がその職責を果たしているかどうか、あるいは区民にとってどのような活躍をしているかについて、政務活動費の使途や使用金額のみを

もって評価することは不可能に近い。

例えば、「千代田区議会政務活動費の交付に関する条例」に規定されているような使途である、1人5,000円以内の飲食費やタクシー料金、航空運賃、あるいは1物品10万円以上のパソコン、プリンター、ファクシミリ、カメラ等、領収書を公開するなど、その使途をどれだけ詳らかにしても、それらをもって当該個別議員が区政に貢献していると評価することにはかなり無理がある。

また、千代田区議会においては、「千代田区議会政務活動費の交付に関する条例」の中で、議長及び議員の責務と透明性を確保するため、第三者の意見を聴いた上、少なくとも3年に1回、その額を見直さなければならないとの独自の規定を設けている。この第三者機関である「政務調査研究費（現、政務活動費）交付額等審査会」は、平成19年度に、「政務調査研究費の金額について、全国一律に特定の金額が妥当だとする結論を導くことはできない」、「議員・会派の活動が広範で多様であり、しかも、全国の各議会で活動状況は異なり流動的であるため、全国一律の基準はもちろん、各議会内においてさえ必要かつ十分な基準を定めることが困難になっている。」と断じている。

このような状況に鑑みると、政務活動費という制度そのものを廃止し、自分の報酬の中から自らの責任において支出をしていく時代へと向かっているとも言える。

一方、実態としては、個別議員の政務活動として使う部分と、会派としてしっかりと精算する部分が分かりづらくなっている上、個別議員の政務活動として使う場合の使い方については様々な考え方があり、区民にはわかりにくくなっている。

特に、千代田区のような基礎的な自治体の議員は、都道府県議会議員とは異なり区民と接する機会も多い「身近な議員」であることから、政務活動費の使途はもとより、各議員の活動そのものに対して、多くの区民から関心が寄せられている。

このため、当審議会においては、報酬額、あるいは政務活動費などの適否のみではなく、各議員がそれぞれの職責を果たし、一年間活躍をするために

いくら必要なのか、という年収額を明らかにし、その額の適否を総合的に検証する必要があると判断した。そして、「指数」という新たな指標によって議員報酬が大幅に増額となる一方で、政務活動費そのものを大胆に削減するという考えで整理がなされた。こうした大胆な案によって、政務活動費に対する積年の課題に一石を投じることができたのではないかと考える。

ただし、政務活動費の額を大幅に削減することによって、各議員の積極的な政務活動を阻害することを意図しているものではない。当審議会においては、各議員がその職責を果たすために必要な年収額は報酬等で保障するということを基本としている。

なお、政務活動費の支出に際しては、区民に対する説明責任を果たすために、領収書や使途明細の随時公開など、これまで以上に透明性、公開性を高める取り組みが求められているのは言うまでもない。

また、区議会におかれては、本答申を踏まえ、議会として十分に検討されることを望むものである。その際には、「千代田区議会政務活動費の交付に関する条例」に規定されている3年に1回の額の見直しと第三者の意見徴収状況について、過去の経過を含めて明らかにするべきであろう。奇しくも現在、「開かれた議会」をめざして「議会のあり方に関する調査特別委員会」が設置されていることから、公開の場における抜本的な議論を期待するところである。

### 3 今後の課題

当審議会の議論の中で、今後の課題として整理したものを以下に記述する。

- (1) 「職務と責任」という視点から新たに目安として設定した指数そのものの適否については、今後さらに深く議論していく必要がある。
- (2) 指数値の検討にあたっては、各特別職、議員がそれぞれの「職務と責任」を果たしているか、評価する仕組みについて議論していく必要がある。
- (3) 政務活動費の支出状況によっては、さらなる検討が必要となる。また、その金額について5万円が妥当かどうかの検討も必要である。

- (4) 議員への期末手当の支給については、抜本的な議論が必要である。
- (5) 議員報酬の年俸制について、引き続き研究する必要がある。
- (6) 議会に対しては、議員活動に専念せず議員報酬以外の収入を得ている議員の数などの資料提供に対して、快く応じていただけるよう要望する。

なお、本答申の審議最終日、最終段階において、1人の委員から、本答申案について賛成も反対もせず白紙に戻すべきとの意見があったことを申し添える。

以上